

令和2年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和2年2月27日（木）1日目
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和2年2月27日午前10時
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 施政方針及び代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第1号 監査委員の選任について
(上程・説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第6 議案第2号 有明広域行政事務組合財政調整基金条例の制定について
(上程・説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第7 議案第3号 有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(上程・説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第8 議案第4号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)
(上程・説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第9 議案第5号 令和2年度有明広域行政事務組合一般会計予算
(上程・説明・質疑)
5. 散 会 令和2年2月27日午前11時20分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
副 代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二 階 堂 正 一 郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	総 務 課 長	松 野 成 剛
	業 務 管 理 課 長	栗 原 寿 一
	総 務 課 審 議 員	城 戸 正 令
	業 務 管 理 課 審 議 員	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 CP5 施 設 長	福 島 力 男
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	徳 永 惣 一
消 防 本 部	消 防 長	吉 田 耕 之
	次 長 (総 務 課 長 ・ 庁 舎 建 設 担 当)	杉 本 幸 広
	次 長 (危 機 管 理 ・ 人 事 教 養 担 当)	田 尻 真 澄
	総 務 課 長	村 上 博 恭
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	玉 名 消 防 署 長	吉 永 浩 敏
	予 防 課 長	霜 上 達 也
	荒 尾 消 防 署 長	堀 幸 夫
	審 議 員 兼 建 設 室 長	村 上 和 浩

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	木 村 誠 一
2 番	鶴 田 賢 了
3 番	野 田 ゆ み
4 番	菰 田 正 也
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一 瀬 重 隆
7 番	赤 松 英 康
8 番	西 川 裕 文
9 番	江 田 計 司
10 番	松 田 幸 二
11 番	大 城 戸 廣 澄
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
14 番	宮 本 哲 太 郎
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍 之 介

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	中 村 淳 児
記録	山 邊 絵 莉 子

開会（午前10時00分）

議長 おはようございます。ただいまから令和2年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名について。8番 西川議員、13番 立山議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定について。お諮りいたします。会期につきましては本日2月27日から3月27日までの30日間とし、会議を2月27日と3月27日の2日としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日2月27日から3月27日の30日間とし、会議を2月27日と3月27日の2日と決定いたしました。

日程第3、施政方針及び代表理事挨拶でございます。前田代表理事お願いいたします。

前田代表理事 おはようございます。本日は令和2年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、組合議員の皆様におかれましては大変お忙しい中に御参集を賜り誠にありがとうございます。平素より当組合の運営につきまして格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、令和2年第1回組合議会定例会の開会にあたりまして施政方針を申し述べ、議員の皆様並びに地域住民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。あの未曾有の災害をもたらした熊本地震からまもなく4年が経過しようとしております。県内の復旧・復興の歩みは着実に進んでおりますが、未だ被災地で多くの復旧関連工事が行われており、更なる加速化が望まれるところであります。そのような状況の中でありましたが、昨年は熊本においてラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会が開催され、熊本県民がまさにワンチームとなって盛り上がった年となりました。そして今年は平成から令和へと時代が変わり、いよいよ夏には東京2020オリンピック、パラリンピック競技大会が開催されます。この大会は復興五輪とも位置付けられており、世界中の目が我が国に集まり、この機会に復興の姿を発信し、昨年開催されたラグビーワールドカップ、またはハンドボール世界選手権大会以上の盛り上がりを期待しているところでございます。近年、人口減少や少子高齢化が急速に進むなど日本の社会を取り巻く構造が大きく変わり、私たちが生きる時代はますます先行きの見えない状況となっております。しかし、こうした中にあっても有明広域行政事務組合においては議会、理事会等がワンチームとなり地域住民の方々が幸せを実感し、住み慣れた地域で夢を持ち、誇りに満ちた暮らしが送れるあらたま地域の実現を目指し、未来へ向けた一步を踏み出すことが大切だと考えています。当組合としては、ごみ・し尿処理、火葬、消防など構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、安全・安心で圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく、圏域住民に期待と信頼に応えていかなければならないと考えているところでございます。そこで、今回御提案申し上げております一般会計予算でございますが、歳出全般にわたって細部まで検討を行い歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効

果が得られるよう編成したところでございます。予算の総額は61億6,774万9,000円、平成31年度当初予算額41億5,151万4,000円と比較いたしますと20億4,623万5,000円の増額で、率にして49.29%の増でございます。増額の主な要因といたしましては玉名斎場における工事請負費によるもの、東部環境センターの焼却炉の修繕によるもの、消防庁舎建設事業及び消防車両の更新などによるものでございます。

それではまず事務局の主な施策について申し上げます。総務関係でございますが、人事管理が非常に重要な課題となっております。今後職員の研修等を強化し、職員の能力向上及び組織力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、結婚活動支援事業でございますが、引き続き事業の推進を図ってまいります。この事業は圏域内の未婚化、晩婚化を少しでも解消することを目的とし、事業開始以来、着実な成果を上げている状況でございます。今後におきましてもより一層広報活動に力を入れ、会員を増やす実績を上げていきたいと考えております。

また、省エネ対策でございますが、当組合は省エネ法による指定事業者にも、また、ごみ処理施設のクリーンパークファイブが第2種エネルギー指定工場に指定されておりますが、各施設に管理マニュアル・自主行動計画を定め、エネルギーのより効果的な削減を推進してまいりたいと考えております。

次に介護保険でございますが、介護保険法及び障害者総合支援法に係る審査判定業務を行っております。両審査会におきまして適正な審査判定が行われますように今年度も引き続き県、構成市町などの関係団体と組合が連携強化を図ってまいります。

次に業務管理課関係でございます。まず斎場業務におきましては施設の供用開始以来31年目を迎える中、個人の尊厳を重視し厳粛な中にも安らぎと閑静さ、そして清潔感あふれ御遺族の方々が故人との最後のお別れを肅々と執り行えるよう努めておるところでございます。今後も施設の運営・管理に細心の気配りを行いながら施設の延命化を図りますとともに、斎場慰霊祭をとおして火葬された故人の御霊をお慰めし、人生最後の場にふさわしい施設として努めてまいります。

次にし尿処理業務でございます。当業務は圏域内の家庭などから出されるし尿や浄化槽汚泥等を適正に処理・処分を行っており、公衆衛生の向上及び生活環境の保全上極めて重要な業務でございます。そのような中、経年劣化による老朽化と供用開始当時に比べ、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の性状が大きく変わっていったことから、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し第1衛生センターと第2衛生センターを統合し、昨年度竣工しております。これも組合議会、構成市町、そして関係各位の皆様の御協力の賜物と深く感謝申し上げます。今後におきましても施設の効率的な安定稼働を図るとともに衛生環境の向上に努めてまいります。

次にごみ処理業務でございます。当業務も地域住民の皆さんに一日も欠かすことのできない日常生活の最も身近な行政サービスであり、組合においては玉東町の東部環境センター、長洲町のクリーンファイブの2施設を擁し、多額の費用を要する事業でもあります。両施設の管理

体制につきましても、引き続き公害防止に係る関係法令に基づく各種検査、点検、維持補修などを実施し施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期してまいります。また、構成市町と連携し、ごみ減量化と資源化を図るため地域に密着した環境イベントや各種リサイクル体験講座などを開催し、環境啓発及び周知を行いながら最小の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく御理解を賜りたいと存じます。今後におきましても構成市町をはじめ関係団体との各種協議を重ね、施設管理及び財政面などにおいても中長期的な視点に立ち、質の高い行政運営を行う必要があると考えております。

最後に消防の主要な施策について申し上げます。昨年の災害の状況を省みますと全国的に集中豪雨や台風の上陸が相次ぎ、各地で相当の被害をもたらしました。8月下旬に発生した九州北部の集中豪雨では当消防本部からも緊急消防援助隊として佐賀県に職員を派遣したところでもあります。また、東日本の広範囲では台風の上陸及び低気圧の影響による記録的な大雨のため河川の氾濫、堤防の決壊、土砂災害などによる大勢の死者が出ており、甚大な被害となっております。改めまして、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にもお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を心よりお祈りする次第であります。近年発生している自然災害は激甚化の傾向にあり、改めてより一層の迅速かつ的確な対応が求められる中において、住民生活の基盤である安全・安心を守るため常に防災に携わる者としての心構えを持ち、訓練を怠ることなく万全の備えを期することが大切であると考えております。本年10月には九州各県から参加する緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が当管内で開催されることから、大規模災害発生時の対応強化として当該訓練を契機とした更なる災害即応能力の向上を目指します。

次に、今後における適正な組織管理と消防力の強化を図る重要な施策である消防施設配置見直しに係る庁舎建設事業の推進に努めてまいります。消防本部・玉名消防署統合庁舎、長洲分署庁舎及び南関分署庁舎建設事業につきましては、令和2年度内の竣工を目標として地域防災拠点としての機能を強化するため速やかに事業を進捗させ、消防力の維持向上を図ってまいります。また、火災予防行政につきましては本年4月から重大な違反防火対象物の公表制度が施行されることに対し、的確に対応すべく専門的な知識の習得、情報収集などを行い、関係機関とも協力し取り組んでまいります。今後も引き続き地域の安全・安心の確保に全力をあげ、効率的かつ効果的な事業の推進を図りながら歳出削減に努めるとともに安定した消防力が確保できる消防体制の構築に取り組んでまいりたいと考えますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。以上、令和2年度に向けて主要な施策を申し上げましたが、当組合が行っております事業は圏域内の複合的一部事務組合として地域住民の皆様に直結した共同処理事業でございます。今後とも組合機能の充実に努め、地域住民の皆様の生活環境の向上に最大の努力を払ってまいります。最後に、本定例会に上程申し上げる案件でございますが、監査委員の選任について条例の制定及び一部改正案2件、平成31年度一般会計補正予算案、令和2年度一般会計予算案の以上5議案について御提案申し上げます。具体的な事柄につきましては事務局及び消防より説明いたさせますので、議会におかれましては慎重な御審議を

いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます、令和2年度の施政方針及び本定例会招集の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 日程第4、これより一般質問を行います。5番 吉田議員より通告がっておりますので、質問を許します。5番 吉田議員お願いします。

吉田議員 おはようございます。玉名市選出の吉田憲司です。どこの市や町でも新型コロナウイルスの対応や3月議会直前で大変お忙しいとは思いますが、本日も一般質問をさせていただきたいと思います。本日は3つありますが、時間的には長くはならないと思いますのでしばらくお付き合いをいただきたいと思います。それでは早速通告に従い一般質問に入ります。

まずは議案の審議についてであります。先日の2月19日、全員協議会が開催をされ、令和2年度の当初予算の説明会が開催をされました。確か2時間半ほどかかったと思います。しかし、説明会の終了後に議案書が配布をされ、議案書の中身については一切説明がなされませんでした。また、前回の12月議会でも同様で事前の議案の説明は一切行われず、決算の報告のあとに議案書だけが配布をされ、後日いきなり本会議で概略の提案理由の説明があっただけで採決するというのはいかがなものかと思えます。組長さん方の理事会で説明をし、承認をされれば議会はどうでもよいような気さえます。そんなことはないと思いますが、12月議会が今議会のように条例制定や条例改正に伴う金額等の改定等があり、更には専門用語等も含まれ、これを本会議の提案理由の説明だけで採決するというのは県議会、市町村議会、どこにもないと思います。特に有明広域が行っている事業は消防、衛生、清掃、介護認定と特殊なものばかりで施設や車両も特殊なものばかりだと思います。私たち議員が勉強不足であると言われればそれまでですが、やはり本会議の前に闊達な質疑応答ができる機関の体制が必要だと思います。また、そのやりとりは議事録として残しておくべきだと思います。その点について伺います。

議長 はい、前田代表理事。

前田代表理事 吉田議員の質問にお答えいたします。吉田議員におかれましては平素から当組合の運営につきまして格別の御理解と御支援をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。御質問についてでございますが、答弁については事務局より答弁させますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

松野総務課長 はい、議長。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 おはようございます。総務課長の松野でございます。よろしくお願い申し上げます。吉田議員の議案の審議についての御質問にお答えいたします。議案の提出までの手続きといたしましては議会運営委員会に付託及び審議をお願いし、そののちに各議員へ配付を行っているところでございます。しかし、その提出議案の中で議会に関する人事案件、当初予算案、決算につきましては議会運営委員会への付託ではなく全員協議会にて全組合議員へ御説明申し上げます、御審議をお願いしているところでございます。議員御質問の定例会、臨時会を問わず本会議前に闊達な質疑ができる体制づくりが必要だと思うがという御質問でございますが、議員御承知のとおり組合は2市4町で構成され、各団体の議会等の行事、予定など日程がそれぞ

れにございますので、2市4町の日程調整は毎年困難を極め、平成11年度に議会運営委員会が設置されて以降は議会に関する人事案件、当初予算案、決算以外は議会運営委員会に付託及び審議をお願いすることで組合議会に御理解をいただいているところでございますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。今の答弁では2市4町の日程が調整が困難ということでした。ただですね、何と言いますか、勉強会のようなもの、そういうものでも構わないと思います。出席を強制するのではなくて、出席できる方はですね、出席をしてくださいというような、そういうものでも結構かと思います。ここにですね、一つペーパーがあります。で、このペーパーは何かというとはですね、玉名市の総務部長から玉名市の各市会議員に送付をされているものです。これをちょっと読みますと、本会議で提案理由の説明は行っていますが、詳細は所管の各常任委員会で説明を行っております。しかし当該委員会に議会の付託事項は説明する機会がありません。よって、議会の尊重の点を踏まえて事前説明会を開催しますというふうに書いてあります。これはですね、当然だというふうに思っています。特に条例改正や新しい事業、それに伴う予算説明は詳細な説明があつて、質疑応答があつて然るべきだというふうに思います。それがあつて議員一人一人がですね、理解をし、そして判断をして賛成反対の意思表示ができるものというふうに思います。この点について前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に入ります。議長。

議長 はい。

吉田議員 もう、ここからでよろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

吉田議員 はい、すいません。それでは2つ目の質問です。議会の周知についてお伺いをします。どこの議会でも定例会であれ臨時会であれ議会が行われたらその内容や審議結果を地域住民に周知をすることが必要不可欠であると思います。これも当然のことながら県議会、市町村議会でも議会だよりやホームページ等々で議案説明及び審議、採決、一般質問等が掲載をされています。また、過去の議会であってもホームページ等により会議録も掲載をされ、一言一句議会でのやりとりを確認することができます。また、動画でも過去の一般質問や採決の様子を見ることができます。しかしながら、有明広域のこの議会の内容についてはほとんど周知というか広報がなされていないというのが現状ではないでしょうか。この前の広報ありあけでも議長の新年の挨拶が掲載をされていたほどです。ですので、消防本部と玉名消防署の統合庁舎の建設が始まっても完成したら現玉名消防署がなくなることを御存じではない市民の方がたくさんおられます。それは議会で決まったことをお知らせしていないことも一つの要因かなというふうに思います。この議会の審議、その結果等の周知と言いますか広報についてお伺いをします。

松野総務課長 議長。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 総務課長の松野でございます。よろしく申し上げます。吉田議員の議会の周知についての御質問にお答えいたします。現在も議会議事録を閲覧することは可能でございますが、吉田議員から御指摘がございましたので、まずは早速周知の方法、時期を検討いたしまして、現在組合のホームページ上で平成30年第1回議会からの議事録を閲覧することができるようになっておりますので御理解をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい。答弁いただきました。一步前進いうところだと思います。ありがとうございます。先日のですね、2月9日に、の日曜日にですね、荒尾市議会は荒尾シティーモールにおいて第8回目となる議会報告会を開催をされました。それも議員と市民が直接語り合うワークショップ形式で行われたそうです。玉名市議会も議会改革の一環としてようやく遅ればせながら6月に第1回の議会報告会を新しい市民会館において開催をする予定です。これは市民に開かれた議会、いわゆる議会の見える化を推進するものです。このように広域の議会報告会を開催するにはまだちょっとハードルが高いと思います。しかし地域住民が見る、見ないという受け手側の温度差はあると思いますが行政としてはちゃんと情報を公開することは当然のことだと思います。阿蘇広域行政事務組合、八代広域行政事務組合、天草広域連合のホームページには以前からちゃんと議事録等が掲載をされています。そのことをお願いして最後の質問に入りたいと思います。議長よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

吉田議員 最後は有明広域2市4町の将来像についてであります。前回の広域の12月議会の一般質問でも述べさせていただきましたが、この2市4町の人口が20年後このままの推移でいくと4万2,000人が減少し11万7,000人と推定をされています。御承知のとおりこれは全国的なことであり、そのことを踏まえ、国は新たな行政の単位、圏域を位置付けています。これまで平成の大合併以前には2市4町による有明広域市町村圏計画が策定をされ、有明広域の現状と将来像を見据え構成市町が共通認識を持ち、様々な施策が進められてきました。しかし、平成の大合併以降は国の主導により定住自立圏構想を策定するように促されました。定住自立圏構想とは地域における中心市と近隣市町村が協定を締結することにより、その圏域の中で連携や役割分担を行いながら住民生活に必要な機能を確保するとともに、それぞれの地域の自然環境、歴史、文化等の地域資源を活用して地域の活性化を図ることを目標としたのです。この地域には、まず大牟田市を中心市とした柳川市、みやま市、荒尾市、南関町、長洲町の4市2町で構成された有明圏域定住自立圏共生ビジョンが締結をされています。もう一つは玉名市を中心市とし、玉東町、和水町、南関町の1市3町で構成された玉名圏域定住自立圏共生ビジョンが締結をされています。しかし、消防業務、婚活事業、介護認定事業など有明広域の2市4町の結びつきは依然として強いものがあると思います。超少子高齢化と人口減少が進む中、また、各自治体のフルセット主義が立ちいかなくなる中、今後の有明広域としての将来

像を抽象的な質問で大変恐縮ですが、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

松野総務課長 はい、議長。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 吉田議員の有明広域2市4町の将来像についての御質問にお答えいたします。当組合は平成6年に4つの9組合が合併し、複合一部事務組合として設立され、その後新たに2市4町で共同処理事務として構成市町の同文議決を得て平成12年度に介護認定審査、平成18年度に障害程度区分の審査を開始し、また、平成22年度には婚活事業などソフト事業がスタートしております。それぞれで成果を上げているところでございます。吉田議員の御質問の今後の有明広域としての将来像についてでございますが、代表理事の施政方針にもありましたように、組合といたしましては今現在の事務事業でありますゴミ、し尿処理業務、火葬業務、消防業務、審査会事務、婚活事業など構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲内ではありますが、圏域住民が安全安心で快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく圏域住民の期待と信頼に応えていかなければならないと考えているところでございますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。今、期待と信頼という言葉が出てきました。私もそのとおりでと思います。一年後にですね、新しい県北病院が誕生します。それと同じ頃に消防本部の統合庁舎がオープンをします。その3年後にまた新しい荒尾市民病院ができます。しかしそれぞれ行政の単位や成り立ちが違います。その成り立ちを尊重しながらお互いの持ち味を生かし、この地域の住民サービスをどうしていくかを議論するときに来ていると思います。玉名市と玉東町はそれぞれの12月議会で県北病院に対し24時間の小児医療体制の構築を求める決議書を県北病院へ提出をしました。これは私の勝手な推測と意見ですが、この決議書の提出は24時間の小児医療体制が構築できるかどうか、まだ確定されておらず不透明ではないのかと感じました。さらに、これまでなかった脳外等の診療科目を増やそうとすると財政面や人材の面から厳しい面があるのではないかと推察をします。私も在職中に救急隊で出場し、玉名中央病院が小児も脳外もないことから断られ、幾度となく熊本市内の病院へ搬送した経験があります。これは2市4町の消防力の面からも地域医療体制の面からも住民にとってマイナスであることは明らかです。従って、例えば荒尾市民病院と県北病院が連携をし、小児医療にあつては県北病院が24時間体制をとる。また脳外にあつては荒尾市民病院が受入れ体制をとる。さらには和水町立病院とも連携をし将来的には救急車が2市4町から出ることなくこのエリアの中で医療が完結するという体制をとるということが行政サービスの向上につながると思います。

また、公共施設の相互利用やその際の市外、町外といった料金設定を同じにするなど、あるいは災害時の避難所で境界付近の住民は相互利用できるなど柔軟な発想、対応がこれからは求められると思います。広域の議会には各理事である市町、町長がお見えですので私が出しゃばって言うことではありませんが、この地域の連携を更に密にさせていただき、先ほども述べま

したがお互いの持ち味を生かしながら住民のニーズに応えていかななくてはならないと思います。私たち議員もバックアップできる部分については全力でバックアップをしていきたいというふうに思います。そのことをお伝えして私の一般質問を終わりますが、最後にもう一つ。来月で定年を迎えられる職員の皆様、大変お疲れ様でした。特に消防職員の皆様には一からいろいろなことを教えていただきました。そして多くの災害現場、訓練等で汗を流し、喜び苦しみを共にさせていただきました。今後は健康に留意をされ、第2の人生をがんばっていただきたいと思います。本当にお疲れさまでした。これで私の一般質問を終わります。

議長 これをもちまして一般質問を終了いたします。

日程第5、議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。6番、一瀬議員に申し上げます。本件は一瀬議員に係わる案件でございますので地方自治法第117条の規定により議場からの退席を求めます。

これより提案理由の説明を求めます。はい、前田代表理事。

前田代表理事 提案理由の説明を申し上げます。議案第1号、監査委員の選任について。次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。令和2年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 前田移津行。

議員の中から選任する監査委員、氏名 一瀬重隆、生年月日 昭和34年1月1日、住所 熊本県玉名市川部田326番地1。監査委員の選任についてでございますが、玉名市の多田隈啓二議員が議会選出の監査委員として選任されておられましたが、令和元年11月26日をもって辞職され、現在は欠員となっております。つきましては有明広域行政事務組合規約第11条第2項の規定により、議員のうちから選任する監査委員として玉名市選出の一瀬重隆議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意を求めます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第1号、監査委員の選任については原案に同意することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案に同意することに決定をいたしました。

一瀬議員の入場を許可いたします。

ただいま、議案第1号につきましては、本議会は一瀬議員を監査委員として選任することに同意いたしましたので、本席より通告いたします。監査委員に選任されました一瀬議員より御挨拶をお願いいたします。

一瀬議員 皆さん、おはようございます。玉名選出の一瀬でございます。一言御挨拶申し上げます。このたび、監査委員の要職に就くことになりましたことは見に余る光栄でございます。衷心より感謝申し上げますとともに、この重責を痛感してきています。した次第でございます。今後は地方自治における監査の重要性を再認識し、広域行政の発展に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。なにとぞ皆さんの一層の助力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。お世話になります。

議長 日程第6、議案第2号 有明広域行政事務組合財政調整基金条例の制定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 おはようございます。事務局長の中嶋でございます。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、有明広域行政事務組合財政調整基金条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合財政調整基金条例を次のとおり制定するものとする。令和2年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、地方自治法第241条の規定により、災害復旧、その他財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため本条例の制定を行うものであるというものでございます。3ページの有明広域行政事務組合財政調整基金条例については、地方自治法第241条の規定に基づき管理・運用基金の処理、繰替運用、処分、委任について必要な事項を定めるものでございます。組合では財政調整基金が制定されていないため繰越金により負担金の軽減化を図ってまいりましたが、今回財政調整基金を設置することにより組合財政の健全な運営に資するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、原案のとおり御承認のほどよろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出案件について質疑を許します。質疑はありますか。はい、池田議員。

池田議員 改めまして、おはようございます。和水町選出であります池田であります。よろしくお願いたします。まず、この案件につきまして2点ほど執行部の考えをお聞きしたいと思います。地方公共団体における年度間の財政運営の交流については皆様も御承知のとおり地方自治法第241条第1項に地方公共団体は条例の定めるところにより、不特定のために財政財産を維持し資金を積み立て、また低額の資金を運用するための基金を設けることができると同条の第2項から第8項までは省略をいたしますが、また、地方財政法第4条の2に地方公共団体は予算を編成し、もしくは執行し、または支出の増加、もしくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては当該年度のみならず翌年度以降における財政の状況も考慮し、その健全な運用を損なうことがないようにしなければならない規定をしてあります。本案件である有明広域行政組合財政調整基金条例を制定することには何の支障もきさないと理解、認識をいたすところではありますが、設立当時の先人たちはなぜ制定されなかったのかと思いを

巡らせておりますし、当組合は平成6年、1994年4月設立から26年を経た今、改めてこの条例を提案された真意はどこにあるのかと思いを巡らせているのは私だけでありましょか。財政運営の適正化、健全化を図ろうとするためのものであることは理解をするところでありますけれども、本条例の施工日は令和2年4月1日と定めてありますが、本年度予算書を見渡す限り、この財政調整基金積立金の項目が見当たすることはありませんでした。本条例制定の思いというのが見えません。ただの法整備だけのものであるものか、それとも有明広域の財産となる積立金の額はどのくらいを考えておられるのか、おおよその額で結構です。目標とする期間、積立額の執行部のお考えをお示しいただきたいと思ひます。これがまず第1点であります。

次に、当組合は有明広域圏の2市8町において先ほども述べましたが、26年前に運営を設立し、運営がなされておりますことは皆様も御承知のとおりであります。国策として平成の大合併と言われる市町村合併が推進され、当組合でも平成17年10月に旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町の1市3町の合併により、新玉名市が誕生しており、また平成18年3月に旧菊水町、旧三加和町の2町による合併で和水町が誕生し、構成市町村も2市8町から2市4町へと様変わりをしており、再建が行われております。言っはなんですけれども、我が和水町と同じくほとんどの自治体が予算編成の上で地方交付税、国、県支出金、市や町の地方債等の依存財源に頼らざるを得ない状況であり、率にすれば多少の差はあろうかと思ひますけれども、自主財源率は50%を下回っているのが現状ではないでしょうか。また、合併自治体に合併後10年間は地方交付税の優遇措置として算定方法が通常の本算定じゃなく、合併算定という合併前に対し不利とならないよう財源不足の算定に関する特例として認められております。その後、5年間の期間をかけ従来の本算定へ移行されます。すでに合併後、玉名市は今年10月、和水町は来年の3月をもって15年目を迎え、来年度からは合併優遇措置がなくなり、このなくなるこのような時期になぜなのかの思ひが強く、この基金が発生することにより編成すべての自治体の負担金、拠出金の負担が増につながるのは当然と思ひするところであります。理事各位はどのようなお考えのもとにどのような思ひで本案件の上程に至ったのかを、よければそれぞれの理事のお考えをお示しいただきたいと思ひます。このように申し上げるのは、私を初めとして、ここの議場にお座りの議員さんはそれぞれの自治体の代表として迎えられており、この議会議員としての責務に努めていることは皆様も御承知でありますけれども、根底にはそれぞれの自治体の議員であるということが根底でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

松野総務課長 はい、議長。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 総務課長の松野でございます。池田議員の財政調整基金が今までなぜなかったのかという御質問と、基金の金額と言いますか、どれくらいなのかという御質問でございますけれども、組合設立当時に財政基金の制定については構成市町、総務課長及び財政担当課長会議の中で協議をされた結果、組合には財政調整基金の必要性が薄いと当時判断された経緯がご

ざいます。これを持ちまして組合のほうでは今まで財政調整基金がございませんでした。しかしながら、先ほど提案理由の説明でもございましたけれども、今後におきましては多様化する事務の中で構成市町の負担金平準化を図り、健全な体制運営に資するという目的を持って今回上程させていただいております。それで組合の全体としてはですね、今現状では1億から2億程度を見込んでおるところでございます。この当初予算書のほうに金額がないということでございましたけれども、令和2年度の年度末の決算余剰金の中からまた補正予算をお願いするところを考えているところでございます。以上でございます。

議長 はい、池田議員。

池田議員 今の答弁では、答弁漏れがありますけれども、期間はどれくらいを考えているかというのを聞いていたと思うんですけれども、今の答弁からすると、今年度もすぐ積み立てるということですかね。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 池田議員の御質問にお答えします。令和2年度の決算、来年度の3月の補正予算と考えているところでございます。よろしく申し上げます。

議長 はい、池田議員。

池田議員 来年度の、今年度、令和2年度の決算状況によって積み立てるということですがけれども、目標とする額を1億から2億。期間としてどれくらいを考えられているのかですね、なぜかと申しますとですね、その額を積み立てる、当然、行政、有明広域の事務行政をですね、縮小するわけじゃないわけですので、当然、構成市町村の負担金は増えてくると思うわけですよ。積立額と同額かそれ以上の額が負担金として増えるのじゃないかと私は懸念するわけですがけれども、その点はどうですか。

議長 はい、前田代表理事。

前田代表理事 池田議員の質問にお答えします。先ほど課長が申しましたように余剰金をもって積み立てていくと。各財政担当者とも話し合いながらですね、基本的に余剰金をもって1億から2億の積立てを図っていくと。各町が負担がないようにですね、できるだけやっていかなければならない、そういうふうに考えております。

議長 はい、池田議員。

池田議員 もうこれで終わりにしますけれども、余剰金で積立てられるということですがけれども、今まででもですね、余剰金を繰越額として運営がされていたと思うわけですよ。その余剰金を積み立てるならば余剰金が減るわけですので、来年度に繰り越してですね、当然その額は増えるんじゃないかと私は思いますけれども、その点どうですか。

松野総務課長 はい、議長。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 この池田議員の御質問にお答えいたします。予算編成の段階でですね、財政調整基金の取り崩し、並びに繰越金の調整負担金に反映させてですね、構成市町の負担金、平準化を図るところで考えております。よろしく願いいたします。

議長 はい、よろしいですか。

池田議員 はい、もう何べんしたって一緒です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第2号、有明広域行政事務組合財政調整基金条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決をいたしました。

日程第7、議案第3号有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号、有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和2年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、消防組織として安定的かつ効果的な消防力の充実強化を図るとともに、激甚傾向にある災害に対し迅速かつ的確に対応するためには人的消防力の確保が必要不可欠であることから、組合定数条例において所要の整備を図るものであるというものでございます。

5ページでございます。有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例。有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を次のように改正する。第1条中「臨時または非常勤職員」を「これらの職員のうち、地方公務員法第22条の3第1項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員」に改める。第2条第1項第2号中「210人」を「220人」に改める。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

改正の内容でございますが、提案理由でも申し上げましたが、消防組織として消防力の充実強化を図るとともに、激甚傾向にある災害に対し迅速かつ的確に対応するためには人的消防力の確保が必要であることから、消防職員の定数を210人から220人へ引き上げるものでございます。以上、原案のとおり御承認のほどよろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第3号、有明広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第4号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。議案第4号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）。平成31年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,897万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,538万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表 繰越明許費による。

地方債の補正。

地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和2年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 前田移津行。

補正の主な内容でございますが、人事異動及び職員の早期退職、並びに育児休暇等に伴い、人件費における剰余金を補正し、予備で充当を行うものでございます。また、婚活事業における県補助金の交付決定に伴う企画費の補正、並びに斎場施設、衛生施設、清掃施設において事業費等における剰余金から基金へ積立てを行う補正でございます。また、消防におきましては、消防庁舎建設事業において平成31年度の事業費の確定に伴い基金繰入金及び組合債の減額を行うもの、並びに出向見込みにより歳出の減額を行うものでございます。

議案書の7ページでございます。まず、歳入のほうから御説明を申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

はじめに4款 県支出金 1項 県補助金でございます。補正前の額612万9,000円に60万円を追加し、予算現計を672万9,000円といたすものでございます。内訳でございますが、婚活事業における県補助金の内示確定に伴う追加でございます。

次に7款 繰入金でございます。補正前の額3,810万円から445万5,000円を減額し、予算現計を3,364万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、

消防庁舎建設事業における消防施設整備基金からの繰入金額の確定によるものでございます。

次に、8款 繰越金でございます。補正前の額1億1,848万1,000円に127万8,000円を追加し、予算現計を1億1,975万9,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防における本年度決算剰余金の残額を繰り越すものでございます。

次に10款 組合債でございます。補正前の額9億2,330万円から1億2,640万円を減額し、予算現計を7億9,690万円といたすものでございます。内訳でございますが、消防車両更新及び庁舎建設事業の支出における起債額の確定に伴う減額でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして歳出予算でございます。資料につきましては一般会計補正予算説明書（第5号）にて御説明を申し上げます。補正予算書の5号でございます。説明書の3ページをお開きください。

3の歳出でございます。まず、2款の総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費でございます。補正前の額8,245万4,000円から216万9,000円を減額し、予算現計を8,028万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、人件費における剰余金を減額するものでございます。次に1目 企画費の補正はございませんが、予算の組替えといたしまして2節 給料2万円の減額、3節 職員手当等で2万円の増額でございます。

次に3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 介護保険費でございます。補正前の額5,117万3,000円から510万8,000円を減額し、予算現計を4,606万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、介護認定審査会の回数の確定により1節 報酬、及び9節 旅費の減額、並びに人件費の減額によるものでございます。

次に、4ページの2目 総合支援費でございます。補正前の額1,788万円から422万6,000円を減額し、予算現計を1,365万4,000円といたすものでございます。内訳でございますが、人件費における剰余金を減額するものでございます。

次に4款 衛生費 1項 衛生総務費 1目一般管理費でございます。補正前の額4,473万8,000円から208万3,000円を減額し、予算現計を4,265万5,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、こちらも人件費の減額によるものでございます。

次に2項 保健衛生費 1目 斎場管理運営費の補正はございませんが、11節 需用費の光熱水費の剰余金の見込みの中から100万円を減額し、25節の積立金へ充当を当てるものでございます。

次に3項 清掃費 1目 第1衛生施設管理運営費の補正はございませんが、1節 報酬で110万4,000円、11節 需用費の燃料費から200万円、薬品費から900万円及び委託料100万円を減額し、25節の積立金へ充当するものでございます。

次に、3目 クリーンパークファイブ施設運営管理費でございますが、2節 給料92万1,000円、3節 職員手当等27万5,000円、4節 共済費で20万1,000円、8節 報償費で6万8,000円、14節 使用料及び賃借料78万5,000円を減額し、25節の

積立金へ充当するものでございます。

次に6目 東部清掃施設管理費でございますが、給料、2節 給料201万9,000円、3節 職員手当等105万3,000円、4節 共済費54万4,000円、11節 需用費の光熱水費550万円、及び13節 委託料の200万円を減額し、25節の積立金へ充当するものでございます。

次に5款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。補正前の額17億9,875万9,000円に579万円を追加し、予算現計を18億454万9,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、1節 報酬において25万円の減額、これは非常勤職員の採用実績によるものでございます。

2節 給料65万4,000円の減額、3節 職員手当等で1,250万円の増額。これは主に令和元年佐賀豪雨災害に係る緊急消防隊出動隊への各種災害への活動に伴う時間外手当及び退職手当、特別負担金によるものでございます。4節 共済費で250万円の減額、7節 賃金13万5,000円の増額は臨時職員の勤務日数により増額を行うものでございます。9節 旅費20万円、11節 需用費240万円、12節 役務費30万円、13節 委託料10万円、18節 備品購入費30万円、19節の負担金補助及び交付金で20万円の減額でございます。25節の積立金3,000円の増額は消防施設整備基金の定期預金利子の確定によるものでございます。27節 公課費5万6,000円の増額は自動車重量税分でございます。

次に2目 消防施設費でございます。補正前の額9,435万円から2,004万円を減額し、予算現計を7,431万円といたすものでございます。内訳でございますが、消防車両の購入額の確定によるものでございます。

次に3目 庁舎建設費でございます。補正前の額8億6,849万9,000円から1億1,135万5,000円を減額し、予算現計を7億5,714万4,000円といたすものでございます。内訳でございますが、12節 役務費47万7,000円の減額は消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業における各種申請手数料の額の確定によるものでございます。13節 委託料533万3,000円の減額は長洲分署庁舎建設事業における造成・建築設計及び不動産鑑定委託料の確定によるものでございます。15節 工事請負費9,898万9,000円の減額は消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業における建設地解体及び本体工事請負費の確定によるものでございます。17節 公有財産購入費655万6,000円の減額は長洲分署庁舎建設事業における土地購入費の確定によるものでございます。

次に6款 公債費 1項 公債費 2目 利子でございます。補正前の額3,366万7,000円から310万1,000円を減額し、予算現計を3,056万6,000円といたすものでございます。内訳でございますが、衛生施設建設費の平成31年度分の償還利子及び消防費償還利子の確定によるものでございます。

次に7款 予備費 1目 予備費でございます。補正前の額1,848万9,000円に1,331万8,000円を追加し、予算現計を3,180万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、総務共通予備費216万9,000円は人件費の減額分を予備費

へ充当いたすものでございます。企画予備費60万円は県の少子化対策総合交付金の内示確定分の財源を予備費へ充当いたすものでございます。介護予備費510万8,000円、総合支援予備費422万6,000円、業務共通予備費208万3,000円は人件費の減額分を予備費へ充当いたすものでございます。衛生施設建設費予備費213万2,000円は公債費の利子確定分を予備費へ充当するものでございます。最後に消防予備費300万円の減額は早期退職に伴う退職手当、特別負担金を減額いたすものでございます。以上、組合一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

引き続きまして、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の9ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます。5款 消防費 1項 消防費 事業名 長洲分署庁舎建設工事建築設計業務委託753万5,000円。同じく事業名 消防本部・玉名消防署統合庁舎建設工事4億1,700万円でございます。以上2点を令和2年度へ繰越明許費として繰り越しを行うものでございます。

次に第3表 地方債補正でございます。起債の目的といたしまして、消防施設整備事業、補正前の限度額9億2,330万円を補正後の限度額7億9,690万円にいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。以上議案第4号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）について御提案申し上げます。御承認のほどよろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第4号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第5号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の10ページをお願いいたします。議案第5号 令和2年度有明広域行政事務組合一般会計予算。令和2年度有明広域行政事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億9,774万9,000円と定め

る。

2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算による。地方債。

第2条 地方自治法第230条 第1項の規定により起こすことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表 地方債による。

一時借入金。

第3条 地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳入歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条 第2項 ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係わる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 前田移津行。

なお、令和2年度の組一般会計予算の詳細な内容につきましては、先の2月19日に開催されました組合議会全員協議会におきまして御説明を申し上げておりますので、詳細な説明は省略させていただきますが、当初予算におきましては、代表理事の施政方針にもございましたとおり歳入歳出全般にわたりまして細部まで検討を行い、歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果が得られるよう編成をいたしたところでございます。

続きまして議案書の13ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。起債の目的といたしましては、消防施設整備事業債で限度額19億380万円でございます。起債の方法は証書借入又は証券発行、利率は4%以内、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。以上、議案第5号 令和2年度組一般会計予算について御説明を申し上げます。以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の組合定例会は終了いたしましたので、散開いたします。なお、次の議会については3月27日、午後4時からの開会となりますのでよろしくお願いいたします。本日はお疲れでございました。

閉会 (午前11時20分)

1. 開催日 令和2年3月27日(金) 2日目
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和2年3月27日午後3時58分
4. 本日の会議に付した事件
日程第1 議案第5号 令和2年度有明広域行政事務組合一般会計予算
日程第2 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和2年3月27日午後4時01分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
副 代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二 階 堂 正 一 郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	総 務 課 長	松 野 成 剛
	業 務 管 理 課 長	栗 原 寿 一
	総 務 課 審 議 員	城 戸 正 令
	業 務 管 理 課 審 議 員	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 CP5 施 設 長	福 島 力 男
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	徳 永 惣 一
消 防 本 部	消 防 長	吉 田 耕 之
	次 長 (総 務 課 長 ・ 庁 舎 建 設 担 当)	杉 本 幸 広
	次 長 (危 機 管 理 ・ 人 事 教 養 担 当)	田 尻 真 澄
	総 務 課 長	村 上 博 恭
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	玉 名 消 防 署 長	吉 永 浩 敏
	予 防 課 長	霜 上 達 也
	荒 尾 消 防 署 長	堀 幸 夫
	審 議 員 兼 建 設 室 長	村 上 和 浩

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	木 村 誠 一
2 番	鶴 田 賢 了
3 番	野 田 ゆ み
4 番	菰 田 正 也
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一 瀬 重 隆
7 番	赤 松 英 康
8 番	西 川 裕 文
9 番	江 田 計 司
10 番	松 田 幸 二
11 番	大 城 戸 廣 澄
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
14 番	宮 本 哲 太 郎
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍 之 介

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	中 村 淳 児
記録	山 邊 絵 莉 子

開会（午後3時58分）

議長 それでは、ただいまから、有明広域行政事務組合議会定例会を開会し、日程に従い会議を開きます。

本日の議事につきましては

日程第1、議案第5号令和2年度有明広域行政事務組合一般会計予算についてでございます。議案第5号については、上程説明、質疑まで終了しております。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第5号令和2年度有明広域行政事務組合一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第2、審査事項の負託についてを議題といたします。議会運営委員会から、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。

おはかりいたします。議会運営委員会からの申し出のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回有明広域行政事務組合定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会（午後4時01分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

江 田 計 司

有明広域行政事務組合議会署名議員

西 川 裕 文

有明広域行政事務組合議会署名議員

立 山 秀 喜

以 下 余 白